

福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第70号

福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例を廃止する条例

福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（平成19年福岡市条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項の許可（旧条例第 8 条第 1 項の許可を含む。以下同じ。）を受けた事業主及び当該事業主から請け負って旧条例第 4 条第 1 項の許可に係る土砂埋立て等を行う施工者については、当該許可及び旧条例の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、旧条例第 4 条第 1 項の許可に係る土砂埋立て等の全部又は一部について、事業主又は施工者が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第 12条第 1 項又は同法第30条第 1 項の許可を受け、かつ、当該土砂埋立て等に起因する土砂災害が発生するおそれがないと認められるときは、市長は、当該土砂埋立て等に係る旧条例第 4 条第 1 項の許可の全部又は一部を取り消すことができる。